

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成26年6月20日（金）午後2時00分～午後4時05分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

福岡地方裁判所裁判官 野 島 秀 夫（第1刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 福 田 直 俊

福岡県弁護士会所属弁護士 花 田 浩 昭

福岡地方裁判所裁判官 丸 田 頭（第3刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「経験者1」等と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象

司会者 : 本日は、お忙しい中、意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。皆様には、裁判員として昨年10月から今年2月までに、それぞれ最低でも5日間、長くて10日以上の間審理に御参加いただいた上、本日御出席いただきまして、本当にありがとうございます。貴重な機会ですので、早速御意見を伺っていきたくと思います。今日はまず、3段階に分けてお話を伺っていこうと思います。最初に、裁判員裁判に御参加いただいた感想を伺いたくと思います。御自身がお気づきになったり、お感じになったことについて、自由にお話しいただければと思います。その次に、我々のほうから是非お伺いしたいということについて伺わせていただこうと思います。基本的には、審理や評議がわかりやすいものになっていたかどうかということ、場面場面の段階に区切りながら、御意見を伺いたくと思っています。裁判員アンケートの結果、裁判員裁判のわかりやすさの数値が徐々に下がっている傾向にありますので、我々としても問題意識を持っております。その点について裁判員の皆様の御意見を具体的にお伺いしながら、今後の参考にさせていただこうと考えています。また、最後に、全般的なことについて意見交換させていただいたことを踏まえて、これから裁判員になれる方へのメッセージあるいは裁判員制度のあり方についてのお考え等を聞かせていただければと思っております。それから、最後まで御出席できない方については、遠慮なく途中で御退席いただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、早速、伺ってまいりましょう。経験者の1番の方からよろしく願いします

経験者1 : 去年10月、裁判員裁判を経験させていただきました。全体的な感想ということなんですけども、まず、参加する前は、やはり期待感と不安感と

ということで、多分一般の方も同じだと思いますけども、やはり不安感が強かったんじゃないかなと。それと二つ思うところがあって、やはり一般の仕事をしてますので、スケジュールに絡んで会社に迷惑がかからないのか、どういうふうに配慮したらいいのかというのがまず一つ目でした。二つ目が、人を裁くということですので、正しい判断が出来るのか、きちんと結論が出せるのか不安で、何が正しいかというのは多分皆さんそれぞれ違いますので、間違ってしまったら、その人にとってはすごく悔しい思いをさせてしまうんじゃないかというのが、すごく不安な点でした。参加した後の意見なんですけども、すごくよかったと思っています。なぜよかったかといいますと、やはり一般の方というのは、裁判員裁判がなぜ必要なのかという答えが自分自身には理解できたのかなというのがあります。やはり私たちが考えるのは、罪のない社会、やっぱり苦しめない人がより一人でも多い社会があれば一番いいんじゃないかなと思って、やはり法律で罪を抑えるという半面、やっぱり一人一人の行動が、そういう環境が罪を犯さない社会になって苦しめない社会になるんじゃないかという考えを持つことができるし、裁判員になってそれがより一層強くなって、相手の立場とか、周りの環境というのをすごく幅広く見えるようになったことがすごくよかったと思いました。

司会者：ありがとうございました。1番の方の事件は争われていた事件でしたね。その点についての判断をされて、どんな感触でしたか。争われている事件について、有罪だということで判断されたんですかね。

経験者1：はい、判断しました。弁護人の方、検察官の方、また裁判官の方は、いろんな方向性や視点から見て、裁判員6名と補充裁判員2名もいろんな人の意見を聞いて結論が出たということに関しては、いろんな視点から見れたというのがよかったんじゃないかなというふうに思います。

司会者：ありがとうございました。2番の方よろしいでしょうか。

経験者2：私も裁判所に来たことがない状態で、刑事裁判への不安がすごくありましたね。どうしようとかいって、しょうがないからやりましょうということになったんですけど、裁判員裁判の開廷日数というのはとても少ないんじゃないかと思っていました。検察官や弁護人が出たり入ったりして、本当に疲れましたね。法廷で説明を聞いてるんですけど、何か聞けないような感じになったようで、4日間のうち2日間位かなり疲れたということのを思いました。それから、もう一つは、新聞とかラジオで、守秘義務が厳しすぎると言ってらっしゃるというふうに聞きましたけども、私はもう少しわかりやすく明確にしてくださいということがあります。何を明確にするかなんですけども、自分では難しいと思っています。

司会者：守秘義務のところは、どんな点がわかりにくかったですかね。多分裁判長の説明としては、評議で誰が何を言ったかということと、評決したかどうかとか、評決の場面での話は秘密にしてくださいとか、それ以外の法廷で明らかになった事件の内容であるとか、そんなのは全然秘密でありませぬよみたいな説明をきちんとしていると思うんですけど、それだとやっぱりまだわかりにくい感じですか。ちょっとまたあとで少しお話伺いましょう。では、3番の方よろしいですか。

経験者3：私は、淡々と1週間が過ぎたという感じで、ルールに乗せられているような感じでした。何も考えるゆとりもなかったような気がするんですね。でも、裁判はわかりづらかったとか、そういうことは一切なくて、最初からこういうものだという思いがありましたので、もうただそれに乗って、毎日行動するというか、ただそれだけでした。ただ、6人の裁判員の中には、やっぱり経験不足からか、やっぱり飲み込みが悪い方とかもいらっちゃって、見ていてちょっとこちらのほうが苦しくなるということもありました。

司会者 : ちょっと確かめさせていただいていいですか。ルールに乗っているというのは、手続の進め方がもう決まっていて、それに乗っかるしかなかったというような感じですか。

経験者3 : こちらの思いとか、そういうのを全く関係なく、毎日これこれって、決められたことに沿ってやっていくしかないっていう気がしました。

司会者 : この点をこういうふうに判断するという、自分の考えはつくれたということでもよろしいですか。自分が何を見たいかとか、どういうところに関心があるからこうやってほしいとか、そういうことはちょっと余り言えなくて、あらかじめお膳立てした進行で事件を見るということになっていたところに、若干違和感を感じたというようなことですかね。

経験者3 : 裁判手続ですから、そういうふうに流れていくのが当然なんだろうと思いました。

司会者 : 自分がただ、そういうふうに与えられたルールの中で、与えられた判断をしなきゃいけない部分については、きちっと自分の考えでやれたということでも伺ってよろしいでしょうか。

経験者3 : はい。もちろんです。

司会者 : ありがとうございます。続いて、4番の方お願いします。

経験者4 : 全般的な感想なんですけど、余りよくわからなかったというのが、実際のところなんですけど、私が担当したというか参加させてもらったのは、主犯ではなくて、実行犯みたいな感じですね。今、主犯の裁判をやっているらしいですけども。隣にいらっしゃる方はまた別の共犯の裁判らしいですけども、何人もの証人等が出てきて、結局10日間ぐらいあったんです。その間、ずっと順番に出てくるんですね。Aさん、Bさん、Cさん、Dさん。どれがどれかさっぱりわからなくなってくるんで、正直なところ難しかったというのが感想ですね。先日、テレビを見ていたら、裁判員裁判についての意見交換みたいな、裁判官と弁護士が出て何か話

をしていました。とにかく参加率が悪いというのが問題だと僕は思いました。参加率が悪くなって当たり前かものというのは、やはり、先ほどの守秘義務もそうだし、言っちゃだめというのは、どれを言っちゃだめなのかがわからないというのが正直な感想です。裁判官は常識的にわかっている。だけど私らの立場は常識的にわからないから黙ってしまう。黙ってしまうと周囲に言えない。周囲に言えないと、言いたいことも言えなくなる。という悪循環になってしまうんじゃないかと思いました。

司会者：ありがとうございました。守秘義務のところはあとでテーマとして取り上げましょうかね。4番の方が審理を担当された事件は、監禁傷害と傷害致死と二つの事件があって、被害者が1人ずついて、それが共犯者7人ずつ位いるような事件だったということですよね。御自身は、その中の4人について、一遍に審理を担当して、疲れたということで、なかなか誰がどうなっているのかみたいなところがわかりにくかったというお話をしていただいたということです。ちょっとそのあたりについては、後で具体的な場面で少し詰めていきたいと思います。5番の方よろしいですかね。

経験者5：ちょうど私も疑問に思っていたところが今出たので、私が担当したのは、同じ事件ですけども、裁判の途中で、死体遺棄については、対象ではないことを知ったので、どうやって山中に埋めたとかそういった具体的なことはもう質問やめたんです。しかし、あとで考えると、たくさんの共謀の人たちがいる中で、その人がどのぐらいの裁量をもって指示を下していったかとか、その人間関係の相関的なところとか、誰が指示をして、誰がどう動いたかということを聞いておけばよかったなということを実際に評議の段階になって思いました。それから、私も初めてで、会社もこういった経験がなかったので、特別休暇扱いにさせていただいて、給与をどうするかと、そういったことを話し合った上で送り出してくれまし

た。私がそういうふうになったということで、職場のみんなからどんな裁判をやるのかというふうにすごく質問攻めにあってしまって、その時点で私の直属の上司は一切聞かないようにというふうにみんなに言ったんですね。それ以降、裁判の期間中も何も聞かれることなく、終わった後も何も聞かれることはなかったんですけども、実は守秘義務のどこを話していいのか、どこを話してはいけないのかということ、私たち以外のもっと周囲のみんなが知っておけば、裁判所ってどんな雰囲気だったかとか普段接する機会がないので、裁判官の人たちってどんな方なのか、そういうことがお茶飲み話でもできるかなって、経験したからわかるんですけど、もし、そういう方にお会いしたらどうだったというふうに、どこを質問したらいけないのかというのは尋ねることができるんですけども、やっぱり国民みんなが知らないといけないなど。そもそも、裁判員制度も私たち国民のためにあるものなのに、このような意見を言う場がないので、経験者の経験値やどこが負担になったのか、もちろん裁判所が司法のシステムを改善するとき、こうって聞いてくださるからありがたいんですけども、もうちょっとこう私たち一般の人たちがざっくばらんに話し合えるような場が必要なんじゃないかなということ、非常に感じました。

司会者 : ありがとうございます。守秘義務のことが結構話題になっていますが、そうすると、説明を受ければ大体一通りの範囲の説明はされるけども、逆に周りがそれを知らないから、腫れものに触るように何も聞かないということになると、結局しゃべりにくくなってしまうということですね。

経験者 5 : そうですね。実は私もこんな経験をしたのに、誰にも、例えばブログとか、フェイスブックとか、こういったことっていうのもなかなか話題にできないものですが、大阪では市民運動として、この裁判員制度を考えると、市民の側から法律家と一緒に法制度を考えていこ

うよというふうなことが、東京とか大阪では進んでいるけれども、一方、九州や福岡にもいらっしゃるので、やっぱり市民の議論の場というのをもうちょっと参加しやすい形をつくっていく必要があるんじゃないかな。そうしないと、せっかく福岡だけでも多くの方が経験されているにもかかわらず、なかなかああそうだったよねという共感をする機会が全くないなと思って。

司会者：ありがとうございます。守秘義務等も含めて、裁判員制度についての説明や広報が不足していることが、経験者とまだ経験されていない方々の交流とか、説明とかをうまくできない要因になっているという御指摘と伺ってよろしいですか。

経験者5：そうですね。

司会者：ありがとうございます。事件の関係でいうと、5番の方は、4番の方と同じ事件に関与され共謀があるかどうかとかいうことで、責任があるのかどうかということが主眼になったという事件でしたね。先ほど、聞いておけばよかったとおっしゃっていたのは、いざ有罪だということになって、この人の責任を考えると、どんな人間関係の中でどういうことをやられたかということについて、もうちょっと聞いておかないと、たくさんいる共犯の中の責任の位置づけというのが難しかったみたいなことなんですかね。ありがとうございました。続いて、6番の方よろしいでしょうか。

経験者6：私の周りに実際に裁判員になった方がいらっやいまして、事前にどういことをやったんですかという話を聞けたんです。関係者であるかどうか、内容を知っているか知っていないかとかで、また振り落としがあるよとか、そんなような話を聞けて、ある程度知識を持った状態で参加したという感じでした。私が担当した事件は、出会い系サイトでのいさかいというところで、内容的には周りのみんなが興味本位で聞いてくる

ような内容でして、守秘義務の線引きはわかっていたので、そのあたりについては、どこどこであったこういう事件ですよということを話しました。周りのみんなは、裁判員を俺もやってみたいとかいう人も結構多かったですね。私たちはそういう裁判員に参加して、一週間の間に判決を出すとか、そういう部分については、いろいろ考えることはあるけども、やっぱり、今後、自分が生活をしていく上でも、犯罪を犯してはいけないという気持ちになるということで、ためになったかなと思います。今回、裁判員に参加して、弁護士とか、検察官が出してくる資料を見させていただいて、やっぱり検察側が出してくる資料は、カラーコピーされたり、ポイントが出てきて、わかりやすくされていました。それと、弁護士側、加害者側になるんでしょうけども、そちらは弁護士さんは仕事が忙しいんだろうと思うんですが、なかなかその事件だけにかかって資料づくりというのは難しいのかなとか思ったりもしたんですけども、やはり今回私が出た裁判については、有罪無罪とかでなく、加害者側も認めている事件であって、結局、刑をどれぐらいにするかというのが大きなところだと思っていますけども、いろいろ事件の流れですね、動機であったり、こういった内容でこういう事件が発生したというところでは、ある程度わかりやすく出たのかなと、私の受け持った事件ではこういうものかなと思っています。

司会者 : ありがとうございます。そのあたりは、あとでまた具体的にお伺いしていきたいと思いますが、今のお話で、やはり裁判所に来る前に、いろいろと経験者から話を聞いたというのはかなり大きかったですね。

経験者 6 : そうですね。どういう事件なのかというのは行ってみないとわからないという感じですね。まずそこに行って関係者か関係者じゃないかとか、ああなるほどそういうのがあるんですねというのが分かりました。

司会者 : 選任手続でどんなことをされるかというのがちょっとよくわからなかつ

たということですね。

経験者6：やっぱり裁判所に行って、選任手続で落ちたという人もおります。それを聞いて簡単になれるものじゃないんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。守秘義務のことは、御自身は大体理解できたという感じですかね。

経験者6：やっぱり周りのみんなは「言っちゃいかんとやろ」，「しゃべっちゃいかんやろ」という感じですね。裁判員というのは、別物みたいな感じで思われているというのがあってですね，「いやいやそうではないですよ」と思いました。

司会者：「いやいやそうではないですよ」ということで宣伝していただいたということですね。

経験者6：はい，結構珍しがられました。

司会者：ありがとうございます。一通りお話しいただきましたが，守秘義務の関係が話題になってますので，少し議論しましょうかね。丸田裁判官は，どのような説明をされていますか。私は先ほどのような説明をしているんですけど。

裁判官：私も裁判長を務めさせていただいたことがあるんですが，守秘義務については，守秘義務ということを知られているかもしれないけど，みなさん秘密にしなきゃいけないと思っておられるかもしれないけれども，守秘義務で秘密にしなければいけないことは限られています。評議の中で起きたこと，誰が何を言った，自分はどんな意見を持った，どういう評決で，何対何でどういう結論が出た。これは秘密を守ってください。あと個別の事件で特にこれはプライバシーに当たることなので，被害者の方のお名前とかを明かさないようにしてくださいというようにお願いすることはあるかもしれませんが，基本的には秘密を守っていただくのは評議の中のやりとりとプライバシーを守っていただきたいということをお

願ひすることのみで、それ以外のことはお話しただいて構いません。特に法廷の中で起きたことについては、みんなが見ているものなので、お話しただいて構わないし、あと、裁判官がどんな人だったかとか、裁判員裁判が楽しかったか、つらかったかとか、わかりやすかったか、わかりにくかったかなどといった感想もお話しただいて構いませんというような感じの説明を一般的には差し上げています。このような感じの線引きでは、ちょっと具体的な日常生活の中でそれだとどっちに入るのかわからない、困っちゃうということがあれば、教えていただくと大変助かります。

司会者 : 私も大体似たような説明をしまして、特に、初日、2日目、3日目とかだと、法廷での審理しかしてないときに、帰られて何もしゃべれないと思って帰られるといけないと思って、今日まであったことは全然秘密になることありませんみたいなことで帰っていただくということをしていいますが、我々が説明しているのがわかりませんか、多分言いにくいでしょうね。多分皆さん、ああそうですねって言って帰られるので、おわかりいただいているんじゃないかなと理解していたんですけども、その説明がちょっと足りないということであれば、またいろいろ考えなきゃいけないかなと思います。この場じゃなくても結構ですから、こんなことを疑問に思うんですよみたいなことがございましたら、おっしゃっていただければと思います。さしあたり、評議の秘密の関係の話はそれぐらいにさせていただきます、予定した意見交換に進めさせていただきます。

2 審理等における感想・意見

司会者 : それでは、審理のわかりやすさの話に移っていきたいと思います。まず、皆さんが担当されたそれぞれ事件の冒頭陳述等をご覧いただいたと思うんですが、最初に皆さん法廷に入って、人定質問といって、被告人の名

前とかを聞いて、起訴状を読んでもらって、起訴状の内容を認めるかどうか検討してもらって、その後に検察官や弁護人から冒頭陳述ということで、事件のあらましとか、ポイントとか、検察官が主張したいこととか、弁護人がやりたいこと、反証したいこと等こういった点に注目してくださいというやりとりがあって、裁判所が事件のポイントはここで、証拠調べはこういうふうに進めますというようなことをまず最初に言ったと思いますが、その場面での検察官や弁護人の説明としての冒頭陳述というのは、わかりやすかったかどうか。わかりやすかったかどうかというのは、要するにポイントがどんな事件で、どこに注目すればいいのかみたいなことが皆さんにしっかり伝わったかどうかということなんですけども、その点について、少し御意見をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構です。多分わかりやすかったという方と、そうでなかったという方に分かれるんじゃないかと思うので、御自身はどうだったかということをお話いただけませんか。3番の方いかがでしょうか。

経験者3：私は先ほど申しましたように、わからなかったということは全くありませんでした。事件は強盗致傷と建造物侵入と窃盗の3件の罪に問われている被告人だったんですけども、3件とも全て認めている上での裁判と思っていたのですが、一つしか認めてなくて、二つは争うって聞いたときに、「えっ、そうなの」っていうのが率直な感想だったんです。「ああそうか、裁判ってそういうものなのか」と思って、認めた上での裁判じゃなくて、争うのかという感じでした。

司会者：具体的にお伺いしてよろしいですか。確か、住居侵入、強盗致傷と建造物侵入、窃盗で、これが電線を盗んだというのと、最後が建造物侵入、窃盗で、インパクトドライバーを盗んだという事件で、最初の強盗については犯人でないと言って、最後のインパクトドライバーの窃盗につい

でも犯人でないと言っていた事件ですか。

経験者3：インパクトドライバーだけは認めたんです。

司会者：電線のほうは。

経験者3：電線のほうは認めてません。

司会者：犯人であるかどうかについて、検察官がどういうふうに立証するとかいうことを言ったと思うんですが、ちゃんと立証するということはよくわかったということですか。被害者の方の話とDNA鑑定で立証するとか、あるいは残っていた手袋のDNA鑑定や足跡とか、被告人の車両が見かけられたとか、そんなことで立証するということを検察官が最初に言ったと思うんですが、それはずっと入ってきたということですね。

経験者3：はい。

司会者：ほかの方いかがですか。4番の方とか5番の方とか、さっきもお話が出ましたけど、被告人が多くて、4番の方は特に4人も被告人がいたということで、どうだったかということについて、少し伺えればと思うんですけどもいかがでしょうか。

経験者4：そうですね。今思い出してみているんですけども、余りよくわからない。さらに弁護士さんも、国選弁護人というんですかね。国から選ばれた弁護士がそれぞれに2名ずついたわけですから、4人の被告人に対して、8人の弁護士さんがいたので、えらい大変だなと思って、最初から最後まで見ていました。

司会者：具体的にお伺いします。多分人数が多かったので、検察官が人間関係図みたいなのを冒頭陳述とかに出して、こういう人間関係だみたいなこととかは、言っていると思うんですが、その中の今この目の前にいる被告人はどういう立場であるというようなこととかが、ずっと入りにくかったのではないですか。

経験者4：はい、だから大変だったと。実行犯なんですけど、その人たちが実行し

て、実際に亡くなった方とかいらっしゃるわけですから、亡くなった方に対しては、奥さんが何か言ってました。それもわかりますし、亡くなったんだけど、死亡させようと思って死亡させたんじゃないんだというようなことを言っているんですね。もう一つよくわからなくて、というのも、実行犯だけでも主犯じゃない。実行犯なんだけでもナンバー1じゃない。裁判する順番がおかしいんじゃないかと言いたくなる。主犯がやっぱり一番量刑が重くて、それもまだ決まっていなくて。私が裁判に出たのが去年12月ですが、今、主犯の裁判をやっているんですよ。先ほども言ったように、裁判を見にいったんだけど、また同じようなことやってるなど、またかわいそうにそのときにいた人が証人尋問に立たされて、それに同じことを聞かれて、責められているのか何かようわからんけども、かわいそうになと思いました。

司会者：多分これだけ関係者が多数いて、4人まとめてやるとなると、この全体の間関係の中で4人がどんな位置づけで、どんな立場の人だったからこうしてくださいみたいなところを理解してもらうことがすごく課題になってくるのかなと思うんですが、弁護人が4人の被告人にそれぞれにいて、それぞれの立場でいっぱい主張していたように思えるんですが、そういうやり方だったから、4人の関係をどう見たらいいかというのがなかなか裁判員には見えてこなかったという感じですかね。

経験者4：だから順番からいけば、やはり主犯の量刑が確定されていたらと思います。

司会者：法律家だと主犯はとりあえずおいといて、この人たち共犯みたいな考え方をするみたいなところを割り切っちゃう所が多分あると思うんですけども、何かその辺がやっぱりなかなかしっくりとこなかったというところですかね。

経験者4：部分的な問題なのかもわかりませんが、プロみたいに割り切れないよう

な、そこもジレンマみたいなものが多分あるんじゃないかなと思いますけどね。

司会者：ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。1番の方どうぞ。

経験者1：わかりにくかったのと納得ができなかったのはちょっと違うのかなと思います。争点のポイントはきちっと検察官も、弁護人も、多分、紙で争点を出して来るんで、争点のポイントはわかりやすいと思います。私ときはきちんと紙で出てきましたので、ここで争う中でのポイントはまとめて書かれてあったのでわかりやすかったのですが、やはり自分で納得できないところに関してはわかりづらくて、納得できなかった。だから、その説明でわかりづらかったのと納得できないというのはちょっと違うのかなと。その納得できなかったことを評議の中で裁判官がうまくとりまとめていただいて、次に質問するなり、そこでこういう視点だよというのをフォローしていただいたので、私の中ではすごく皆が納得して裁判が進められていたんじゃないかなと思いますので、非常にわかりやすかったという感じですね。納得できなかったということもきちっと納得できるような形で片付けていけました。

司会者：1番の方の事件は、住居侵入、強姦をして同じ所に3日後に入って、同じく強姦して強盗して金を盗んだということで、その翌日にまた同じ所に入ってゲーム機を盗んだという事件でしたよね。

経験者1：そうです。被害者の言い分と被告人の言い分が違っていました。

司会者：金を盗んだのかとか、ゲーム機を最後に盗んだのかみたいなところが争われていて、その争われている理由として、弁護人側の冒頭陳述で結構言ったことについては、何を言っているのかなみたいなところはなかったですか。

経験者1：はい、よくわからなかったです。

司会者：でしょうね。

経験者1：ちょっと言い分は苦しいのかなと。

司会者：言っていること自体が受け入れがたいみたいなどころじゃなくて、要するに、受け入れがたいけど、言い分としてはどういうことなのかみたいなのはちゃんと伝わったでしょうか。

経験者1：その点きちんと弁護人がしてないという、盗んでいるのか盗んでないのかっていう意味で、言い訳っていうか、背景を述べているというのはよくわかりました。ただその背景の内容がちょっと僕らのおなかにおさまらないという感じでした。

司会者：納得できないような言い分だったということでしょうか。

経験者1：それがわかりづらかったのかなというのが争っている争点としてはすごくわかっていると思います。

司会者：ありがとうございます。2番の方の事件は、法廷でいきなり犯人ではないみたいな主張が弁護人から出たのでなかったかと思いますが。

経験者2：あなたがやりましたと言え、そうなりますよということで、弁護人がおっしゃったと思います。あの方は、被告人は自分がやりましたと言っているから、その方向に行ったのだと思います。

司会者：弁護人が犯人であることは違うんだということで争うということで、ちょっと冒頭陳述でいろいろと、例えば自白しかないとかいろいろなことを多分説明したと思いますが、あれは結構法律家の説明ですけども、なぜ無罪になるかみたいな説明というのは、その場で聞いていて理屈がわかりましたでしょうか。その場ではわからなかったけど、あとで裁判官に説明してもらってようやくわかったという感じだったのかということをおっしゃっていただきたいんですけども。

経験者2：分かりにくかったですね。

司会者：自白だけだと有罪になりませんよということで、自白しかありませんみたいな説明だったかと思いますが、その意見書で説明したのは多分わか

りにくかったんじゃないかなと思うんですけども。

経験者2：おっしゃるとおりです。

司会者：何かそこはもうちょっと、あその場ですぐわかろうと思ったら、噛み砕いた説明が必要というふうに考えていいですかね。

経験者2：はい。

司会者：ありがとうございます。6番の方がいかがでしょうか。

経験者6：私が担当した事件は、結局殺意があったか、なかったかとかいった部分の争点について話し合いをしました。

司会者：検察官と弁護人が最初に冒頭陳述をやって、多分、いきさつについて、どういう動機で、人間関係がどうだったのかみたいなことがポイントになるみたいなやりとりは、検察官と弁護人の冒頭陳述で頭に入ったという感じでしょうか。

経験者4：そうですね。最初の事件の概略の説明はわかりやすかったと思います。

司会者：弁護人の資料が不足していたみたいなのは、多分書類にはあまり字が書いてなくて、言葉での説明が多かったんじゃないかと思いますがいかがでしたか。

経験者4：はい、そのように思いました。やはり、ちょっとイラストが入っていたりとかですね、そういったのを見ると、ああ随分わかりやすくなるんじゃないかなと。もしそれがあれば、弁護側が言っている意味もわかるなという感じでした。

司会者：もう少し資料にポイントみたいなものを書いてもいいんじゃないかというところですかね。

経験者4：はい、そうですね。どういった意図でそういう形になってきているのかなっていうのは、ちょっと考えないとわからないなということがありました。

司会者：言葉で説明してわかっていただきたいということで、あんな形にしたの

かなと思われませんが、狙いはそうだとしても、もうちょっとポイントは書きとめてほしかったというふうに伺ってよろしいですか。

経験者4：はい。

司会者：ありがとうございました。5番の方も、4番の方と同じ事件の別の被告人ということだったので、検察官が事件のあらましを言って、弁護人が何を争うかといって、何が問題になるかというのは、最初のやりとりで大体伝わってきましたか。

経験者5：大体分かりました。証言してくださる方の供述がかなり前の事件で、このときに言ったことと違うんじゃないですかというような突っ込みが度々入っていたので、結局、その人の言っていることはどれくらい信用できるのか、そういうところもあって、それは一番最後の評議の段階で、どうして弁護人がこういうふうに質問していたのかがわかってきたんですけども、聞いているときはあまりよく理解できませんでした。

司会者：証人尋問の話は、あとで少し突っ込んでお伺いしようと思います。

経験者5：検察官が最初に説明した人間関係の相関図はとてもわかりやすかったです。

司会者：冒頭陳述のところは一通りお伺いしましたが、検察官や弁護人から御質問をどうぞ。

弁護士：検察官は基本的に画面にパワーポイントとか、イラストを使い、字を載せたりしていたと思うんですけども、弁護人のほうが画面にイラストを載せたりしていた事件を担当された方はいらっしゃいますか。皆さんが担当した事件の弁護人は、ただ紙を配られて話すだけだったですか。検察官みたいに画面に示して話す方がやはりわかりやすいですか。

経験者6：はい、その方がわかりやすいと思います。

弁護士：そこはなぜでしょうか。

経験者6：イメージとしてつかみやすいと思います。

弁護士：紙でも同じことを書いていると、イメージとして掴めるのかなと思っていますが、やはり画面に映したほうがわかりやすいですかね。

経験者6：両者を比較した場合は、検察官のほうが見やすい印象があるかなと思います。

検察官：冒頭陳述については、皆さんが最初にどういう事件なのか、どこが着目する点なのかという一番興味があるところで、検察官のほうが挙げた証拠によってこういう事実を立証しますということで行うのですが、一体どれ位まで情報をまず最初に伝えたらいいのか。多すぎると多すぎて、少ないと少ないで全体が把握できないということがあるんですが、情報量的には、6人の方は多くもないし、少なくもないという感じでしたか。

経験者4：全く疑問に思っていないです。

検察官：検察官が皆さんの前で話す話し方とか、早口だとか何かよくわからないとか、抑揚がないとかありませんでしたか。

経験者4：それは大事です。余りよろしくなかったと思います。

検察官：早口だったとか、声が小さかったとか、語尾がよくわからなかったとかありましたか。

経験者4：書類をパパッと読んでしまうという感じでした。量的にも時間的にも結構長かったと思います。やっぱり大事なことと思います。被告人が4人もいたので、弁護士も4人掛ける倍いました。だから別々にそれぞれ聞くんですよ。聞いた上でなおかつ、プレゼンテーションするんですよ。そうすると検察官も含めて5通りするとやっぱりそれぞれに特徴が出ますし、資料もそれぞれに違って来るんですね。おもしろいなと思いながら聞いておりました。

検察官：もちろんペーパーもそうだし、話し方等もわかりやすかったですか。

経験者4：そうですね。わかりやすい方が素人的には受けますよね。はっきり言って。

司会者 : 話すスピードとかが、その場で自分が頭の中で消化していけるだけの要するに話にちゃんと思考がついていけるようなスピードになっていたかどうかというのは、すごく大事だと思うんですが、そこがちょっと置いてきぼりにされた感じがちょっとあるというところですかね。

経験者4 : 例えば、「ですよね」というふうに同意を求めるようにやってもらえると、「そうだよね」となってしまいうんだけど、単純にダァーと読まれていると、単に読むよりもやっぱりプレゼンテーションというのは大事なことだと。ある弁護士は、自作自演の何かよくわかりませんが、パーンと出しましたね。よくやっているなと思いました。何か資料を出してましたよ。資料を出して、みんなにわかるように見せて、「ですよね」というところを一生懸命我々に説明していました。

司会者 : 証人や被告人が話を聞くときに、書類を示して、それを裁判員にちゃんと見せてやっていたという感じですか。

経験者4 : はい、そういうこともやっていました。一方で、検察官は事務的に感じました。

司会者 : 話すスピードが速かったり、裁判員の思考がついていけるかちょっとわからないけど、進められてしまうと、どうしてもそんなふうに見えてしまうということですかね。その次に、恐らく書類の取り調べがあったと思いますが、供述調書が読まれたり、捜査結果の報告書、例えば、火事の事件で言うと、火災の状況がどうだったかというような報告書が読まれたりとか、DNA型の鑑定とか、現場の実況見分とか、あるいは6番の方の事件だとLINEのやりとりとかの報告書であるとか、被害者の供述調書が読まれたりとかあったと思いますが、その説明は証拠を読み上げたりする前に、何のための証拠で、あとからどんなふうな役に立つものかというようなことはわかりながら聞けたでしょうか。3番の方、うなづいておられるので、大体、何のためにやっているかというのは大

体よくわかった審理があったんですかね。DNAが何から出ているかということ自体は、比較的わかりやすかったですかね。

経験者3：裁判の当時は、私から家族に説明できる位によく納得できましたと裁判長に言いました。

司会者：2番の方は火事の事件でしたよね。火事の状況の報告書とか、どんなふうに燃えていたとか、あるいは現場にどんなものが残っていて、火をつけるのにどんなものを使ったみたいな書類とかがあって、そんな説明を聞かれたと思いますが、それって、あとで何のためにやっているのかなみたいなのは、聞いていてわかりましたか。あるいは事前に調べる前に、説明を受けて、そういう証拠であるというような説明を受けて話を聞いたのかどうかということはどうでしょうか。そういう説明はなかったですか。単に「火事の状況の証拠です」ということで読まれたのですか。

経験者2：はい。

司会者：後で大事な証拠だったということが、どこかでわかりませんでしたか。

経験者2：後になってそんなことがわかってきました。

司会者：そのときにちゃんと振り返りができましたか。

経験者2：そうですね。

司会者：1番の方は、証拠では防犯カメラの映像とかを調べることがあったのではないですか。

経験者1：はい、ありました。

司会者：あれは見ていて、ちゃんとどんなことが映っているとか、一つ一つ確認されながら進んでいったイメージでしょうか、それとも、さっと見せられて終わったようなイメージでしたか。

経験者1：防犯カメラに関しては、時間的な行動のできる範囲の証拠になっていたのですごくわかりやすかったです。あれがあったので結構被告人の行動が正確というか、言ってることが本当なんだというのがわかりました。

司会者 : その証拠を何のために調べてるのかなというのがわかりながら見ていた
だいたという感じでしたかね。

経験者 1 : はい, そうです。

司会者 : 6 番の方の事件は争いが無い事件で被害者の方が法廷に来れなくて, い
きさつや事件の状況については供述調書が読み上げられて調べられたと
思いますが, それを聞かれてどんな印象でしたか。

経験者 6 : 証拠書類としてラインのやりとりを見せられてわかりやすくはなってい
たのかなと思いますけど, ただ余計なところまで見て評議するというこ
とでなくて, 評議の中では要点だけ絞っていました。

司会者 : ラインの報告書も必要なところに絞られていてわかりやすかったという
ことでよろしいですかね。

経験者 6 : 生々しいやりとりっていうんですか, そのまま生のデータだと思います
ので。

司会者 : 被害者の方が法廷に来ていただくのは多分無理な事件だったと思うんで
すが, いきさつについて被告人側の説明と被害者側の説明では若干ニュ
アンスが違っていたと思われませんが, その辺について被告人から直接話
を聞くだけではなくて, 被害者にもちょっと確かめたいなみたいなどこ
ろということではなかったですか。

経験者 6 : 実際被害者本人が来られていたら聞けたのかなと思います。

司会者 : 多分無理して来ていただくわけにはいかなかったものと思われませんが,
ほかのラインのやりとりとかの証拠で大体どんないきさつだったかとい
うこと, あるいはニュアンスとかもある程度わかり得たというところで
よろしかったですか。

経験者 6 : ええ, そうです。

司会者 : 4 番の方と 5 番の方の事件は書類がどうのこうのよりは, 多分証人から
いろいろ話を聞いていって組み立てていった事件だと思いますので, む

しろ、証人尋問や被告人質問がわかりやすかったのかどうかということ
でちょっとお伺いしていきたいと思うんですが、多分いっぱいいろんな
人から話を聞いたと思いますが、同じ検察官だから同じようなニュアンス
になるでしょうけど、何を聞いているかとか、どういうことを立証した
いかということで、質問しているのかみたいなこと自体は順を追って質
問の中で大体理解してついていけたでしょうか。

経験者4：検察官が言われていることに対しては一応わかったというか、何回も弁
護人から同じことを聞かされて、また検察官もまた同じようなことを順
番に聞いていくじゃないですか、だから回数が4回分聞かなきゃいけな
かったので、だんだん分かってきました。

司会者：4番の方は、多分被告人4人の弁護人が入れかわり立ちかわり聞く感じ
だったと思いますが、同じことを聞いているからもういいじゃないかみた
いな感じにはなりませんでしたが。

経験者4：それはありましたけども、それもしょうがないなという感じはしました。

司会者：それぞれの立場があるから、それぞれ聞くのは仕方ないかなというこ
とは受けとめられたというのですか。

経験者4：はい、そういうことがだんだんわかってきました。裁判というのはこう
いうことなんだということもね。

司会者：5番の方いかがですか。証人からいろいろ話を聞いたり被告人からい
ろいろ話を聞くやりとりは、聞いていて何のためにやっているかが伝わっ
てきましたか。

経験者5：はい、とてもわかりやすかったと思います。ただ、検察官がちょっと早
口なところがあって、今の質問って何だったんだろうって思うところ
がありました。あとは被告人と証言してくださる方の人間関係を理解する
上では、やっぱり一人一人の顔の表情を見たりとか思い出そうとしてる
のかなとか、そういうところもやっぱり法廷ならではというか、ここの

語尾が違うとか違わないとか被告がどういうふうに答えているとか、やっぱりその表情も私たちに対する重要なインフォメーションかなということも感じました。

司会者：共犯者が多数出てきて、犯罪の成立自体争われてる事件だったと思いますが、この人との人間関係はどんな感じなのかなということは話ぶりとか態度とかで、結構生々しく伝わってきたという感じでしょうか。

経験者5：結局そこを聞くのが大事だなと思ったのと、あと何人かの方は同じ質問をして今ここに来ていることで仕返しされるのが怖いんですかとか、実際そういうちょっと突っ込んだ質問をすることができました。

司会者：1番の方は、お医者さんが証言されましたか。

経験者1：はい。精神科のお医者さんが証言されました。

司会者：責任能力は争われてなかったですかね。

経験者1：被告人は、精神障害を少し持たれているということでした。

司会者：そうすると知的能力の話をお医者さんから聞いたのですか。

経験者1：はい。

司会者：そのときの質問や説明はわかりやすかったですか。

経験者1：はい、わかりました。

司会者：難しい専門用語とかを使ったということはなかったですか。

経験者1：多少は出てきたと思います。

司会者：ついていけましたか。

経験者1：普通に患者さんに話すような感じだったので、そんなに疑問には思いませんでした。

司会者：2番の方もお医者さんの説明があったと思いますがいかがでしたか。確か責任能力が争われていたと思いますが、判断能力が低下していたという主張があったと思いますが。

経験者2：軽度の精神的な疾患ということでしたが、被告人は普通の人と変わりま

せんでした。法廷で話しているときももちろんきちんと聞いていました。

司会者 : お医者さんの説明はわかりやすかったということですか。

経験者2 : はい。

司会者 : 3番の方は比較的わかりやすかったとお話されてますが、職務質問した警察官とか、現場でDNAを採取した警察官とか、あとDNA鑑定をした専門家も来て説明されたと思います。そういう話というのは全般的にいかがでしたか。DNAの話とか、ちょっとややこしい部分があるかもしれないですけどわかりやすかったですか。

経験者3 : 裁判員の中にはわからなかったというニュアンスの発言をされた方がおりましたので、評議室でもう一度同じテープを見せていただきました。

司会者 : 確か、証人の話を聞く前にDNAの説明ビデオを証拠で取り調べてるんですね。それを評議室で見たということですか。

経験者3 : DNAの仕組みのビデオテープをもう一度見ました。わからなかったところを詳しくもう一度説明をしていただいて納得できました。

司会者 : わからなかったとおっしゃられた方が多数だった感じですか、それとも少数だった感じですか。

経験者3 : ニュアンス的には多くの方は大体わかったようでした。

司会者 : それでいいかどうか確かめたいみたいな感じなんですね。

経験者3 : 専門的なことなので、100%納得できたという方は多分1人もいらっしゃらなかったと思いますけど。

司会者 : 自分の理解が確かかどうか慎重に確かめたいという感じになったということですね。6番の方の事件は、多分被告人から話を聞くというのが中心だった事件だと思いますし、いきさつについてのニュアンスの違いを弁護人は多分出したくなるような事件だったと思われるので、結構そのあたりを聞いていったんじゃないかと思いますが、その聞き方とかはスッと入ってくるような聞き方をしてくれてたという感じですか。

経験者6：まあそうですね。ナイフで刺すという行為1つにしても、もの凄いい力で刺してるのに殺すつもりはなかったとかという意見もありましたけども、ただ自分も彼女を殺して死のうとかいうようなことでやったけども自殺できなかったという状況ですね、帰ってやっぱりすぐに警察に電話したとかというところが軽減とか罪を和らげるとか、そういうふうな措置もとったというようなことは果たして情状酌量になってくるのかなとかいろいろ考えたりしました。

司会者：話してる内容自体にわかりにくいとか、伝わってこないとかいうことはなかったということですか。

経験者6：はい、その辺はわかりやすかったです。事件的には単純な事件だったので、皆さんの事件を今聞いてるとえらい難しいなあって思っています。

司会者：ありがとうございます。書証や尋問のところで検察官や弁護士から質問はありますか。

検察官：証人に対して検察官が何を聞こうとしているのかというあたりについて、例えば、尋問の中であなたについて、この件についてこれから聞きます、こういう順番で聞きますとか。あるいは事前に聞く内容のメモみたいなものを配布されたとか、検察官が何か工夫してるなというのはありませんでしたか。

経験者3：裁判員裁判だからこんなふうに丁寧にされるのかなというふうに思いました。

検察官：それは証人尋問の際にですか。

経験者3：全てにおいてです。

検察官：それからもう一点、例えば、被害者の方が亡くなられたり、けがをされたような事件の場合に、いわゆる遺体等の写真を出していいかが問題となるのですが、そういう被害者の方が亡くなられたり、けがされた写真のかわりにどこをけがしたとかいうあたりの説明を出すようなこともあ

りますが、実際にけがをしてるものは抵抗がありましたか。

経験者6：私の場合は、写真の色はブルーにしてあって、それで提示されてナイフが刺さった状況というのはよくわかりました。血液の部分は加工された形でちょっと見せられました。

検察官：抵抗はなく見られましたか。

経験者6：やっぱり夢に出てきたかな。確かにそういったことがあるとそこまでやったんだなっていうのはわかりますし、具体的だったと思います。

裁判官：5番の方に尋問のことで伺いますが、先ほど弁護人が反対尋問で前はこんなことを言ってたじゃないかということを一っぱい聞かれたけど、そのときはよくわからなかったというふうに言われて、最後のほうで、なるほどそういうことかというふうにわかったと言われたのですが、どの段階で弁護人の質問はこういう意味だったのかというのがわかってきたのか、わかった後にそう思って聞くと、その人の証言の信用性の見方が変わったかどうかというあたりについて、お伺いできたらと思うんですけど。

経験者5：尋問が終わった後、実は今からこういうことをみんなで話し合っ振り返りをしようというときに、例えば、この人の話は明日は聞けないから質問があったら今日のうちにということ聞いたときに、そうかこの人は今日しかないんだなと思ったことと、あと決定的だったのはやっぱりみんなで振り返りをして、時系列で追っていったときに、この人とこの人の話は合ってるね、ここはどうかなとかという話や実際にあったか、なかったかっていうことをしたときに、そこでやっとなに落ちた感じでした。ただ、やはり難しいというか、5年ぐらい前のことを思い出しながら皆さん答えていって、この人は故意にうそをついているのか、それとも答え方で損をしているのか、例えば、わからないところはわからないって言ったほうがその人のためじゃないのかなって思ったり、例えば

一生懸命思い出そうとしている結果前回と語尾が多少違うとか、そういうところで証言の重さが決定的にちょっと違って来たというか信憑性に響いてきたので、これでいいのかなということをやっと疑問に感じました。

司会者：やっぱり後で振り返らないとなかなか気がつくことは難しい感じだったということですね。

経験者5：最初からそういう図を今からつくるんだということの事前説明があれば、なぜ現場にいた多数の中で何でこの人が選ばれたんだろうとかっていうことが後になって終わったらだんだんわかってくるんですけども、検察官も弁護人もそれぞれ有利な証言をしてくださる方を証人として選んでいると思うので、評議のときにこういう図を作りたいということが先にわかっていればもうちょっと違ったのかもと思います。

司会者：何が立証の目標にされてるのかみたいなものを踏まえて、証人の話が聞けるとよりわかりやすかったんじゃないかということですね。

経験者5：はい。

(経験者5は、この時点で退室)

司会者：それでは、論告と弁論、それと評議についても伺いたいと思います。論告や弁論は先ほどからお話を聞いてると、1番、2番、3番、6番の方は大体わかりやすく聞けたというようなイメージでよろしいですかね。4番の方は、冒頭陳述と同じことになりますけど、5人から話を一遍に最終的に聞いて、確か被告人4人のうち3人は事件を争ってなくて、1人だけ幫助だとか言ってたと思うんですが、論告や弁論について、自分が判断する上でポイントを突いているというか、役に立つ情報を的確に述べてくれてたというふうになっていたでしょうか。

経験者4：その辺のところは、4人同時に同時裁判みたいな形で進んだわけですから、この人が言ったことが、この人は首を振ってるし、この人はうん

うんってうなずいてるというのがあるんですよ。こっちから見てるとよく見えるんですよ、前に1人、後ろに3人いるんだけど、たまたま言ってること自体が、ある人は知らん顔をしてる、知らないかどうかわからないけどもね。結構そういうところを裁判員の皆さんもよく見られて、あの人はこうだったよねとか、表情がどうだったとか。検察官が論告で何が言いたいのかを聞きたいわけではなくて、この人は本当に正しいこと言ってるのとか、ひょっとしてうそついてるのとか、聞いていたってその人が正しいかどうかという判断はできないわけですよ、論告がどうだとか検察官の趣旨はこうですって言われようが何しようが、素人に対してはそんなことはあんまり関心事ではなく、その人が言うことが本当に正しいことなのかどうなのか、しらっとうそついてるかもわからんし、よくわかりませんでした。

司会者 : 私なりに解釈すると、検察官や弁護人が論告、弁論で言ったことがあんまり裁判員の方が考慮する情報として琴線に触れるような主張がなく、ほかのことをいろいろ法廷でご覧になっていたという感じですよ。

経験者4 : 多分ほかの人も、毎回というか、3回目ぐらいになるとだんだんそうなってきたと思います。

司会者 : 弁論の資料を見ている限り、割と自分の言いたいことをかなりたくさん、それぞれの弁護人が言っていて、それ自体余り響かない感じだったということですよ。

経験者4 : はい、私にも響かなかった。

司会者 : この事件で目の前にいる被告人4人の刑を決めるときに、大事な情報をきちんと的確に指摘してくれているように受けとめられないという感じが御意見を受けとめるんですけど。いかがですか。

経験者4 : そういうふうに解釈してもらっても差し支えないです。

司会者 : そういう御意見自体が多分貴重だと思うんですよ。意味のないことを

言っても本当にしようがないじゃないかっていうことになってくると思うので。あともう一点だけ2番の方に伺いたいんですけど、論告や弁論はわかりやすかったってお話ではあるんですが、弁護人がした弁論の中の責任能力に関する主張について、精神的な疾患が責任能力に影響を及ぼしてるということで、動機がどうのこうのとか、犯行の態様とかいろいろ言っていたと思いますが、その意味や内容はわかりましたか。

経験者2：弁護人は責任能力はありませんっておっしゃってました。

司会者：なぜそうなのかとか、どうしてそういうことになるのかみたいな話とかはありましたか。結局どういう趣旨なのかというのはあまり伝わってなかったっていう感じですか。その意味は評議で裁判官といろいろ議論してようやくわかった感じでしょうか。なぜ判断能力や行動をコントロールする能力が低下していたかっていうことについての理由づけみたいなものは、うまくみ込めるような説明は弁護人からしてくれてなかったという感じでしょうか。

経験者2：そうですね。

司会者：評議については、裁判官といろいろ議論され、意見交換されたと思いますが、率直にどんな感じで、どんなふうに御意見があるか順番に伺ってもよろしいですか。量刑を決めるまでの事実認定というか、有罪か無罪かみたいな議論をずっとして、刑を決めるという一連の裁判官とのやりとりについて、1番の方は、裁判官と評議してどんな感じでしたか。

経験者1：そうですね、全員が納得しないと量刑を決めないというので、最後までその状況とか証拠とか、みんな疑問に思ってることを出しつくした後に全員が納得した上で、量刑の判断に入ったという部分ではすごくよかったですと思います。やはり現場とかを見てないので、3Dに直すことがみんな難しかったのかなと思います。裏づけがもう一つ何かあれば、もっと早く終わったのかなというのがありまして、みんなで話し合いながら裏

づけをとりながら証拠に基づいてみんなが納得した上で量刑を決めていったということがあって、よかったと思います。

司会者：裁判員の方は、自由に意見を言えていた感じですか。

経験者1：全然、フラットに裁判員も補充裁判員も、意見を言えていたと思います。全員が納得できるまで話し合っ、それをずっと繰り返して、すごくよかったのではないかと思います。

司会者：2番の方は、評議はいかがでしたか。

経験者2：スムーズでございました。

司会者：そうですか、意見は言えましたか。

経験者2：はい、言えました。

司会者：3番の方はいかがでしたか。

経験者3：量刑を決めるまでの議論はかなり白熱して議論されました。時間的にやっぱり量刑を決める時間が短かったという印象です。もう少し余裕があれば、もうちょっと判例をじっくりと一つ一つチェックできたんですけど、私から見るとやっぱりすごく短く感じました。

司会者：4番の方はいかがでしたか。

経験者4：評議に関しましては言いたいことをそれぞれに皆さんがおっしゃっていてよかったんじゃないかと思います。

司会者：6番の方はいかがでしたか。

経験者6：6人の裁判員でいろいろ意見を出し合いながら、裁判官からもそれぞれ意見を出してくれということで、みんないろいろと意見を出してありました。求刑が何年ということも初めて裁判に出て全くわからない中で、裁判のデータでこういったものを利用して同じような量刑を検索して出してくるというようなことで、大体それに似通った形の求刑がなされてるのかなということを思いました。

司会者：量刑を決めるときに、量刑の考え方みたいな説明が多分あったと思うん

ですよね。なぜ全て量刑のデータを参照しないといけないのかみたいな説明があったと思いますが、今、個人的に納得できるかどうかは別として、法律の考え方としてそういう考え方に立つんですよみたいな説明自体は十分知ってもらったというふうに理解してよろしいですか。法律を適用する以上はその考え方に乗らないといけないのかなぐらいのところまでは、個人的にどう思うかは別として、皆さん説明は受けたというふうに伺ってよろしいんですか。裁判を離れたら自分の個人の考えはそういうことを重視しなくてもいいんじゃないかとそれぞれのお考えはあるとしても、法律を使って裁判するときにはそんな感じなのかなというところまでは理解したというか、認識したというところはよろしかったですか。

経験者全員：はい。

司会者：皆さんは、5日間とか10日以上とか結構長期間の審理を経験されてかなり疲れたという話も最初にありましたが、裁判所では、体調についてそれなりに気を使うようにしていただいていると思いますが、そのお気遣いはいかがだったでしょうか。もうちょっとこういうことを気をつけてほしいとかいうことがおありじゃないかどうかとか、あるいは疲れたとかそういうことを言いにくいのかどうなのかとか、率直なところをお伺いしたいのですが、3番の方は、確か疲れたとおっしゃってましたが、いかがでしたか。

経験者3：疲れたという感じよりも、初日、法廷に最初に入ったときに法廷内が異常に暑かったんですね。それにやはり緊張してるものですから水分も控えてたんです。トイレ休憩も自分で自由にならないような感じで、日頃は専業主婦で自由にした生活をしてるものですから束縛されるということになれてないので、緊張でやはり気分が悪くなったんです。暑かったものでどうしようかなとか思いながらも、上着を1枚スルッと後ろに落と

すような感じで脱いだんですけども、体の中がカッとなって一時的に熱中症のような症状に陥ったんです。それで法廷の中ですから自由がききませんので、これで私は初日でリタイアだと思ったんです。

司会者：その場では我慢できないレベルまではいかなかったんですか、耐えられたんですか。

経験者3：耐えるしかないの耐えたんですけども、その直後に裁判長が休廷しますっていうことだったので、命拾いしたと思ったんですけど、それでも休憩も後ろの部屋で、やっぱり裁判長と裁判官がずっとそばにいらして、本当に自由な休憩ではないので緊張を強いられますよね。その後は裁判官が暑いということで対処してくださったんですね、それで大分よくなったんですけども。でも正直言って、私は、初日のあの時間で私はもう無理だなっていう印象がありました。

司会者：そういう状態になったということ自体は裁判官にお話にはならなかったんですか。

経験者3：話していません。そのまま本当に倒れるようなところまで行ってしまえば別ですけど、何とか自分で持ちこたえることができたので頑張ろうと思いました。それに、せっかく得たチャンスなので、やっぱり最後までやり遂げたいという気持ちで乗り切りました。

司会者：ほかの方々はいかがですか。普通に過ごして担当できたって感じですかね。やっぱり3番のような方もいらっしゃるという前提で気をつけないといけないのかなと話を伺って思ったのですが、やっぱり体調悪いとか、法廷でちょっと気分が悪いとかって言い出しにくいですかね。

経験者3：言えればいいですよ。

司会者：私は、最初に遠慮なく言ってくださいみたいなことを言うように心がけてるんですけど、それでもやっぱり言いにくいですかね。

経験者3：それは性格だと思うんですけど、途中でリタイアしたくないっていう気

持ちのほうが強かったです。

司会者 : 最後まで務めたいという意識も結構強いとそういうふうになるんですね。我々はそういう方もいらっしゃるということを頭の中に入れてお話していかなければならないと思います。

経験者 3 : 担当の裁判長さんには全く非はございませんので、よろしく願いいたします。

3 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者 : 最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージとか感想についてそれぞれ一言ずつお話いただけないでしょうか。それでは、6 番の方からお伺いします。

経験者 6 : 本当に一生に一度あるかないかという貴重な経験ですよ。法廷に立つというのも自分がよっぽどな犯罪を起こさない限り出ないやろうというように、そういったところでいろんな事件の内容であるとか判決に至るまでのストーリーが勉強できたと思っています。ただ、こうやって経験したから次の裁判ももう一回当たるならスムーズに行くかなとか思ったりもするんですけど、多分当たらないだろうとは思っています。今後、裁判員の登録の名簿が来た人たちにはなるべく行くようにしなさいよと言いたいと思います。あとは仕事とか休みがやっぱり 1 週間近くなったりするんで、そういったものの調整もできる環境の職場というのは必要なかなと思っています。

司会者 : 2 年続けて名簿に登載される方もいらっしゃいますので、またその節はよろしく願いします。4 番の方いかがでしょうか。

経験者 4 : 宝くじに当たったようなものですから、とりあえずやってみて、こういうことかということがわかっただけでもよかったんじゃないかな。さらには、いろんな方がいらっしゃったからいろんな意見が聞けてもよかったなというふうに思います。新しい人にもやっぱりどんどん数多くやっ

たほうがいいんじゃないかなと、その中には多分変わった人もいるし、意見の違う人も結構多いかもわからない部分もありますが、それはそれで、数多くやるべきことなのかなとは思いました。

司会者 : 3番の方いかがでしょうか。

経験者3 : 文章にしてみましたので読ませていただきます。私が携わった裁判の被告は、たまたま私と育った境遇が似ていましてかなり感情移入してしまった気がします。一步間違えば私も被告と同じ立場になっていたかもしれず、もう少しの愛情をかけてもらってれば、また違った人生を送れたかと思うと被告がとても不憫でたまりませんでした。最後に裁判長が裁判員の全ての思いを被告に温情を持って話しかけてくださったことにととても感銘し、裁判をやってよかったと心から思いました。被告には懲役刑が確定しましたが、深く反省し更生の道をたどってほしいと願っています。普通に生活していれば出会うこともなかったでしょう、裁判長初め2人の裁判官と過ごした1週間は、私にとっては何にもかえがたい貴重な体験となりました。そして、何も接点もなかった8人の裁判員と補充裁判員が1つの目標に向かって1週間を共にした結果、まるで家族のような関係になり、その後も時々集まって親睦を深めています。学校関係でもなく、仕事関係でもない貴重な仲間となりました。これから裁判員候補者になる方には、辞退せずに是非とも参加してほしいと心から願っています。

司会者 : ありがとうございます。それでは2番の方お願いします。

経験者2 : これから裁判員の方に申し上げておきたいのは、いろいろ新聞などを読んでいましていろんなことが書いてあるんです。ある警察の人が書いていらっしゃるんですけども、量刑の相場に関する法曹三者である裁判官、検察官、弁護人の暗黙の合意が裁判員裁判では通用しなくなったというふうに書いていらっしゃいました。それともう一つが裁判員制度の中で、

私が本当に死刑の問題がすごく大きくなるなどいつも思ってるんですけども、気持ちの中で裁判員になる方は死刑のことも必ず考えておかなければいけないと私は思っております。

司会者 : 1 番の方をお願いします。

経験者 1 : 何を言っているのかっていうのはちょっとわからないんですけど、個人にとって参加したら得るものとどういう気持ちになるのかというのは人それぞれですけども、恐らく個人にとって前に進むとか、視野が広がるという可能性が高いのではないかなと思いますので、ぜひ参加してそういう機会があれば積極的に参加していただければと思います。冒頭の守秘義務の話題のときに、会社の方とか周りの方が理解していないという話が出てきたじゃないですか。その部分に対して、多分皆さんもそうだったと思うんですけども、個人に対してはすごく説明があっているんですよ。私の会社の場合にはすごく理解があってよかったんですけども、周りの人がどういうふうに対応していいかというのがすごく悩まれてるというか、僕もどう接していいのかっていうのがその辺のフォローっていう部分もしてもらえればと思ってます。一番いいのは先ほど広報活動とか言われてたんですけども、やっぱり個人に送ったときに裁判の全体の流れが1枚のペーパーに書かれていて、個人がそのときにしないといけないことを左側、周囲の上司の方とかが気を使わないといけないことが右側というように一連の流れで考えることができれば助かります。例えば、裁判員に選ばれたっていうところから始まって、候補者がこういう流れで選ばれるんだよって、会社としてはこういうのに気を使っているんだよってというのがすごくあったら助かるのではないかなと、僕も会社の上司に説明するのに結構大変だったことをすごく感じています。個人はすごく守られてるんだけど、その周りに対して説明する材料がないので、送付された資料を1冊渡すしかないみたいな感じでした。それは

ちょうど冒頭に出ていた守秘義務のことだったんですけども、お気遣いいただければ助かるなと思います。

司会者 : ありがとうございます。今日のお話を伺っていて、ちょっとそのあたりも考えていかなければいけないのかなと思ったのですが、実は最初に皆さんにお送りした書類の中には、それぞれ項目立てて書いてあるんですね。

経験者 1 : そうなんです、それを読むのは個人であって、それを上司にそのまま投げるわけにはいかないんですよ。

司会者 : 書類を渡して見てもらっても全然構わないんですけども。

経験者 1 : やっぱり 1 枚のペーパーにまとめられているものがあつたらいいかなと思います。

司会者 : そうですね。

経験者 1 : 私も休暇をもらわないといけない立場だし、いくら特別休暇という部分でもどこら辺まで最初に選ばれたときに話していいのか、例えば、上司ぐらいまでなのかよくわかりませんでした。その通知書が来たら会社に特別休暇をもらうというのが、すごくスケジュールの組み方が難しく、人との対応でどこまで話していいのかというのがやっぱり一番話せる材料というのがあつたらいいなと思います。確かに本 1 冊でもわかりやすいですが、読んだら、10分、20分ぐらいはかかります。

司会者 : そうですね、説明する内容が結構ありますから、それなりの量がありますよね。

経験者 1 : それを家族に渡して、次に会社に渡してとかいうのはちょっと。もうちょっとわかりやすく要点だけをまとめたものがあつたらいいかなと思います。周りの人たちも理解しやすいんじゃないですかね。

司会者 : ありがとうございます。裁判所でこれからのことについて考える上で参考にさせていただきます。それでは、最後にマスコミの方から質問をお

受けたいと思います。

第2 質疑応答

西日本新聞：今日は、皆さんの裁判に真摯に向き合う姿勢がすごく感じとれて、すごく貴重な御意見だったと思います。今日のお話の中で、守秘義務のお話とか意見が言いたいという場がないとかいう話もありましたけども、私は裁判員裁判がこの5月で5年を迎えたときや、あと3年のときという節目のときとかに企画連載で取材をしてきたんですけども、今回5年目でいろいろ取材してみて思ったのは、裁判員としての貴重な経験を共有する手段をそろそろ考えなくちゃいけないんじゃないかと。こういう場もそうですし、ほかにもいろいろと考える必要があるんじゃないかと思っていて、端的にちょっと質問はこういう体験を共有するために裁判所にやってほしいことや裁判所への要望というのはどんなことをお思いなのかと。実際弁護士も検察官も裁判員には接することができないわけですよ。他の事件については裁判員同志もつき合いがないと思うわけですよ。そういうところで横のつながりというところを何か考えることができないかなと思っていて、いろんな取材の中で裁判員の方にお話を伺うと、例えば、連絡先を交換できなかったと、裁判が終わった後に。それを後で裁判所を通じて自分のやった裁判であれば先方の裁判員がいつて言うんだったら連絡先を交換できるようにしてほしいとか、実は東京地裁とかでは実際にやってて、裁判員同志が連絡先を交換していなくても、後でつながったりとかした例もあったりとかしてて、あと今日皆さん自分が担当した裁判に関する書面とかを見て事件を思い返したと思うんですけど、やっぱり半年とか1年とか経つと記憶が薄れてしまっという方もいらっしゃるって、そういう点でプライバシーとかに配慮した部分で資料を持ち帰れないとかいう人も裁判員の中にいらっしゃいまし

たし、そういう1, 2例を私挙げましたけど、皆さんの思うところで経験を共有するために裁判所にこういうことをやってほしいというのであれば教えていただきたいと思います。

経験者3：裁判が終わったあと、評議の中で白熱した議論をしたことで、すごく裁判員がまとまったという感じでした。だから自然にこのまま別れるのは寂しいねっていうことになって、判決が終わってから、そのまま打ち上げに行きました。そこで連絡先の交換をして、その後も交流は続いています。

司会者：裁判所にお願いしたいことなどはありますか。

経験者6：裁判が終わって、あとは仕事はないからこれでさようならというのがほとんどの方の意見かなと思わんでもないです。このような場に出てくる方たちというのは、いろいろ今後につなげていきたいとか、前向きなんですけどねと思うんですけども、裁判所に何かを求めることがあるかと言われると非常に難しいところではあるんですけども、例えば、協議会じゃないんですけど、そういうのもちょっとどうかなというのも思います。

司会者：例えば、今回の話からすると、守秘義務があるのでしゃべれないことっていうのは必ずありますので、そういったものをしゃべれる者同士でもう一回しゃべり合いたいなとか思うようなことはおありですかね。あまりそういうことはないとか、秘密は秘密で守んなきゃいけないものは裁判員裁判だけではなくて仕事をしていけばいろいろあるので、別にそういう意味でそんなに苦しいことでもない方も多分いらっしゃると思いますがいかがでしょうか。

経験者6：裁判長や裁判官がいないところで、裁判員だけで何か井戸端会議みたいなことをする時間があれば、もっといろんな意見が出る可能性はあるかなと思います。ちょっとディスカッションするというような感じでしょうか。裁判長や裁判官がいるとそれは違いますよと、そこでぱっと話に

ストップがかかったりとかいうのもありますけども。

経験者1：裁判所に何をやってほしいかということなんですけども、やっぱり裁判員裁判に参加している人たちの気持ちは、おそらく義務か興味だと思います。義務か興味でしか参加してない。だから裁判員裁判に参加して、今後やはりそういう結果こういう社会があるんだよという想像できる社会像とか、そういうのを裁判所の方がアピールしたらいいのかなど。裁判員裁判をやって、その結果どうしたらいいのっていうのが正直な気持ちです。一人一人の意見を反映するということでは出ていますけども、反映したからどうなるのかと。一般庶民の方とか社会がどうなればいいのかという感じだと思いますけども、参加してちょっと少しその辺は気持ちが変わってきたんですけども、裁判員制度ができたときは、僕はただ体裁を気にしてるだけじゃんとすごく思っていました。やっぱりこれだけの膨大なお金と一人一人の時間というのを使ってるので、やっぱり結果どうなりたいのかなっていうのか、やっぱりそこら辺もアピールすべきじゃないかなと思います。多分何も知らないで参加してる人たちって、本当興味か義務かとかしか思っていないと思いますよ。日本をこうしたいから、地域をこうしたいからとか、社会貢献で参加するっていう人はかなり少ないと思います。そのために僕たちの経験者の意見とかっていうのをしたことがない人たちの対話の部分とかで使っていただければなと思いますけどね。なんかそういうところがすごく、今回参加してちょっと開けたかなという、開けたのでよかったのかなと思います。

司会者：ほかに質問がないようですので、意見交換会を終了させていただきたいと思います。活発に御意見をいただきまして誠にありがとうございました。